

## 【農地法4条・5条】許可申請に際しての必要書類一覧

No.	チェック	提出書類・部数	留意事項
1	<input type="checkbox"/>	許可申請書 4条:正本3部・5条:正本4部	・記載事項と添付書類の整合確認(記載漏れのないようご注意ください)
2	<input type="checkbox"/>	土地全部事項証明書(登記簿謄本)	・法務局の発行する証明書の原本を添付 ※一体利用する農地以外の土地がある場合は当該土地の証明書も添付
3	<input type="checkbox"/>	公図の写し	・法務局の発行する公図の原本を添付
4	<input type="checkbox"/>	位置図	・縮尺1/10,000程度の地図(鉄道駅や公共施設などランドマークを記載)
5	<input type="checkbox"/>	付近の近況図(案内図)	・住宅地図など周辺状況が分かるもの(周辺の家屋の配置が分かるもの)
6	<input type="checkbox"/>	事業計画書(理由書)	・申請内容に関する計画や申請地を選んだ理由等について、できるだけ詳しく記載 ※分家住宅の場合は譲受人と譲渡人の関係が分かるように記載すること
7	<input type="checkbox"/>	配置図(土地利用計画図)	・建物等の配置や用途、接道、給排水等の状況がわかるように記載 ・資材置場の場合は資材の内容と置場を明示。駐車場の場合は車の駐車位置を記入 ・隣接農地等への被害防除方法を記載(ブロック塀や土留等の内容を記載)
8	<input type="checkbox"/>	建築図面(平面図・立面図等)	・建築面積、延床面積等を記載
9	<input type="checkbox"/>	資金計画書(資金調達計画書)	・土地取得費、建設費、設備費等の内容及び自己資金、借入金の内訳を記載
10	<input type="checkbox"/>	資金の証明書	・残高証明書、融資証明書、住宅ローン事前審査結果通知書等
11	<input type="checkbox"/>	見積書	・転用事業に要する費用の見積書(工事費内訳書、積算書、経費明細書等を添付)
12	<input type="checkbox"/>	住民票(戸籍の附票)	・申請者が町外在住の場合に添付 ・土地登記簿の住所と現住所が不一致の場合は戸籍の附票(住所確認ができれば住民票でも可)
13	<input type="checkbox"/>	法人登記事項証明書(登記簿謄本)及び定款又は寄附行為の写し	・申請者が法人(団体)の場合に添付
14	<input type="checkbox"/>	農用地区域除外証明書	・一時転用の場合は適合証明書、農業用施設等の場合は用途変更を行った証明書を添付 ※渡瀬、原新田の一部、熊野堂の一部、元原、矢納の一部については不要
15	<input type="checkbox"/>	土地改良区意見書	・土地改良の受益地の場合は該当土地改良区の意見書(添付できない場合は理由書) ※神川土地改良区、九郷阿保領用土地改良区、上里幹線土地改良区の受益地が対象
16	<input type="checkbox"/>	土地権利者等の同意書	・仮登記、抵当権、質借権等が設定されている場合は権利者の同意書添付 ・資材置場及び太陽光発電設備が転用目的の場合は隣接地所有者(耕作者)の同意書
17	<input type="checkbox"/>	※既存施設の拡張の場合	<input type="checkbox"/> 既存施設の配置図(施設の内容や敷地面積等が確認できるもの) <input type="checkbox"/> 現況写真
18	<input type="checkbox"/>	※太陽光発電の場合	<input type="checkbox"/> 経済産業省の認定通知書の写し(FIT認定) <input type="checkbox"/> 電力会社の受給契約書の写し(接続契約の写し) <input type="checkbox"/> 非FITの場合は電気売買契約書、小売電気事業者の登録証及び顧客との電気受給契約書(黒塗可) <input type="checkbox"/> 売電試算表(年間の発電量と売電見込額の記載があるもの) <input type="checkbox"/> パネル1枚の寸法、設置枚数、基礎の構造、合計出力等が確認できる資料
19	<input type="checkbox"/>	※資材置場・駐車場の場合	<input type="checkbox"/> 資材置場(駐車場)の設置に係る資料(既存施設等の写真等を添付)
20	<input type="checkbox"/>	※事業実施に資格等を要する場合	<input type="checkbox"/> 転用事業の実施に必要な資格や免許等の写し (建売住宅の場合は宅建取引業免許や建設業許可、中古車販売の場合は古物商許可等)
21	<input type="checkbox"/>	関係機関との調整確認	・事業に係る給水や排水、道路占用等に関し、上下水道課や建設課との調整状況確認 ・面積1000㎡以上の申請は建設課と協議(3000㎡超は建築安全センターとも協議) ・埋蔵文化財に関係する場合は、町生涯学習課文化財担当と協議(Tel.0274-52-2586) ・国道や県道に接する場合は、出入り等に関して県土整備事務所との調整状況確認
22	<input type="checkbox"/>	本人確認書類(★) (代理人による申請の場合)	・運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、旅券、在留カード、特別永住者証明書、健康保険の被保険者証、年金手帳又は在学証明書等のうち2つの写し
23	<input type="checkbox"/>	委任状・確認書	・確認書は行政書士による代理申請の場合に添付(行政書士証票を確認)
24	<input type="checkbox"/>	その他	・許可基準を満たすことが確認できる資料の写し(案件に応じて添付してください。)

※許可申請書は全て正本で4条は3部、5条は4部提出。添付書類は全て2部(原本1部・副本1部)を提出。

★本人確認書類の添付が無い場合(従来の押印方式で申請する場合は、No.6・9にも譲受人の押印が必要になります。)

申請書の提出締切は、**毎月10日午後5時まで**です。

(10日が土、日、祝日の場合は、翌開庁日の正午までとなります。)

神川町農業委員会(神川町経済観光課内) TEL0495-77-0703